三重県介護職員初任者研修事業者指定要領新旧対照表（平成３０年６月１４日改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| **第１**～**第６**　（略）  **第７　研修事業者及び研修事業指定の要件**  １～２　（略）  ３　研修の実施方法に関する要件  (1)～(5)　（略）  (6) 次に定める備品・教材を備えることとし、その他必要な備品・教材は適宜用意すること。下記のア～ウは、定員１０名あたり１台以上を、エは、定員２０名あたり１台以上を備えること。なお、該当する科目の履修時間内に受講者全員に演習指導が適切に実施できるように備品・教材を備えること。  ア ベッド  イ 車椅子  ウ ポータブルトイレ  エ 簡易浴槽等  ４～６　（略）  **第８**～**第１８**（略）  附　則　（略）  附　則  １　この要領は、平成３０年６月１４日から施行する。  別表２　（略） | **第１**～**第６**　（略）  **第７　研修事業者及び研修事業指定の要件**  １～２　（略）  ３　研修の実施方法に関する要件  (1)～(5)　（略）  (6) 次に定める備品・教材を備えることとし、その他必要な備品・教材は適宜用意すること。下記のア～ウは、定員１０名あたり１台以上を、エは、定員２０名あたり１台以上を備えること。なお、該当する科目の履修時間内に受講者全員に演習指導が適切に実施できるように備品・教材を備えること。  ア 介護用ベッド（背上げ機能、脚上げ機能、高さ調節機能等のあるもの）  イ 車椅子  ウ ポータブルトイレ  エ 簡易浴槽等  ４～６　（略）  **第８**～**第１８**（略）  附　則　（略）  別表２　（略） |